

全4年 防火区画等

101. 防火構造の外壁に必要とする防火性能

法2条18号

防火性能 (建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するため当該外壁又は軒裏に必要とする性能)

令108条

一 号
二 号

耐力壁 損傷防止
外壁・軒裏 耐火性 30分間

102. 共同住宅の各戸の界壁

令114条1項

長屋又は共同住宅の界壁 → 耐火構造 → 小屋裏又は天井裏に達せぬようにする

↑
強化天井 (令112条4項各号) を除き

103. 高層の防火区画 地上15階建て事務所の12階部分

令112条(防火区画)

7項 11階以上 100㎡以内ごとに耐火構造の床・壁・防火設備で区画 (天井は必要ない)

8項 上記が下地を不燃材料 → 200㎡以内ごとに区画すれば可

9項 " " 不燃材料 → 500㎡以内 " "

104. 異種用途区画

令112条(8項)

建築物の一部が 法27条1項各号、2項各号、3項各号のいずれかに該当する場合

→ その部分と他の部分とを防火区画 (天井は必要ない)

(令112条)

1階及び2階を集会場 (客席の床面積 1000㎡)

→ 法27条1項2号 (別表第1.(12)号の面積に該当)

令和3年 耐火・防火

101. 防火区画検証法

法108条の3第5項

- 一 開口部が面する室に於いて発生し得る火災
- 二 室内に於いて発生し得る火災

102. 準防火地域の屋根

法62条 (屋根)

- 法136条の2の2
- 一 号 か 二 号

103. 耐火構造の柱

法2条7号 (耐火構造)

→ 法107条 (耐火性能)

- 一 号 損傷防止 通常の火災
- 二 号 煇熱性 "
- 三 号 滲炎性 室内に於いて発生する通常の火災

104. 不燃材料

法2条9号 (不燃材料)

→ 法108条の2 (不燃性能) 20分間 通常の火災

- 一 号) 外部のイロケ
- 二 号
- 三 号

令和2年 防火区画等

101. 防火設備の構造

法112条19項

- 一 号 二 火災に於いて煙が発生又は温度が上昇 (この場合に作動)
- 二 号 〇 " " (この場合に作動) (遮煙性能を有する)

11項 主要構造を準耐火構造 (性能が上位な耐火構造を含む) 3階以上の階に居室、階段部分 (堅穴部分) → 防火設備で区画

102. 堅穴区画

法112条11項 堅穴部分とその以外の部分とを防火区画し分けなければならない

一 号、二 号 は この限りでない

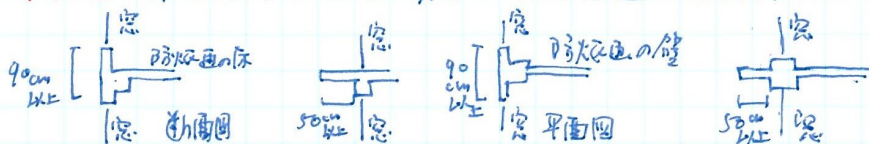
共同住宅階数3以下 200m²以下

103. 防火区画に接する外壁

法112条16項

防火区画に接する外壁 → 幅90cmを準耐火構造としなければならない

T=T=C 外壁面から50cm以上突出した準耐火構造の柱、床、袖壁が遮らなければならない



104. 防火上主要な内仕切壁

法114条2項

学校 (注) → 防火上主要な内仕切壁 → 準耐火構造とし、居室、天井裏に達しないようにしなければならない

令和1年 防火区画

NO1. 高層区画

令112条(防火区画)

17項 11階以上 100㎡以内ごとに 耐火構造の床・壁・防火設備で区画

NO2. 異種用途区画

令112条(防火区画)

18項 建築物の一部が 法21条1項各号, 2項各号, 3項各号に該当する場合

(1) 時有非耐火の床・壁
(特定防火設備で区画)

1階自動車庫 130㎡は 別表第1(1)項(6)項
(1) 項の面積に該当(72%)

NO3. 堅穴区画

令112条(防火区画)

11項 堅穴区画

主要構造部を準耐火構造 → 地階又は3階以上の居室の堅穴を部分又は以外部分と
(耐火構造部) 準耐火構造の床・壁・防火設備で区画 (2ヶ所は65%)

NO4. 特定防火設備の作動

令112条

19項 特定防火設備, 防火設備の構造(作動性能)

一 号イ. 常時閉鎖, 作動時状態又は随時閉鎖作動できるもの

二 号イ. 一 号イからハに満ちず